

法務省民商第 1 3 2 号

平成 2 8 年 9 月 1 日

法務局民事行政部長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長

(公 印 省 略)

医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法人登記事務の取扱い
について（通知）

医療法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 7 4 号。以下「改正法」という。）が平成 2 7 年 9 月 2 8 日に、医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 2 8 年政令第 8 2 号。以下「整備政令」という。）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 8 年厚生労働省令第 4 0 号。以下「改正省令」という。）が本年 3 月 2 5 日にそれぞれ公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定及び整備政令並びに改正省令が、いずれも本年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることとなったので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）を、「組登令」とあるのは整備政令による改正後の組合等登記令（昭和 3 9 年政令第 2 9 号）を、「施行規則」とあるのは改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）を、「一般法人法」とあるのは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）をいい、法、組登令及び施行規則について引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 医療法人の機関に関する改正

1 医療法人に設置すべき機関

(1) 社団たる医療法人

社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならないとされた（法第46条の2第1項）。

(2) 財団たる医療法人

財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないとされた（法第46条の2第2項）。

(3) 定款又は寄附行為

(1)及び(2)のとおり、医療法人には理事会を置かなければならないとされたことに伴い、医療法人の定款又は寄附行為をもって、理事会に関する事項を定めなければならぬとされた（法第44条第2項第7号）。

2 社団たる医療法人の社員総会

(1) 社員総会の権限

社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができることとされた（法第46条の3第1項）。

また、法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができる旨の定款の定めは、効力を有しないとされた（同条第2項）。

(2) 議決権

社員は、各1個の議決権を有すること（法第46条の3の3第1項）については、従前と同様である。

(3) 定足数及び決議要件

ア 定足数

社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができないこと（法第46条の3の3第2項）については、従前と同様である。

イ 決議要件

社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること（法第46条の3の3第3項）及びこの場合には、議長

は、社員として議決に加わることができないこと（同条第4項）については、従前と同様である。

(4) 議事録

社員総会の議事については、社員総会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第46条の3の6において読み替えて準用する一般法人法第57条，施行規則第31条の3の2）。

なお、議事録には、出席した理事等の署名又は記名押印を要しない。

3 財団たる医療法人の評議員及び評議員会

(1) 評議員

評議員は、医療従事者等のうちから、寄附行為の定めるところにより選任すること（法第46条の4第1項）については、従前と同様である。

また、評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならないとされた（同条第3項）。

(2) 評議員会

ア 評議員会の権限

評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（法第46条の5第1項ただし書の認可を受けた医療法人にあっては、3人以上の評議員）をもって組織すること（法第46条の4の2第1項）については、従前と同様である。

なお、評議員会は、法に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができることとされた（同条第2項）。

また、法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができる旨の寄附行為の定めは、効力を有しないとされた（同条第3項）。

イ 定足数及び決議要件

(ア) 定足数

評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができないこと（法第46条の4の4第1項）については、従前と同様である。

(イ) 決議要件

評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の

議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること（法第46条の4の4第2項）及びこの場合には、議長は、評議員として議決に加わることができないこと（同条第3項）については、従前と同様である。

ウ 議事録

評議員会の議事については、評議員会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第46条の4の7において読み替えて準用する一般法人法第193条、施行規則第31条の4）。

なお、議事録には、出席した評議員等の署名又は記名押印を要しない。

4 役員

(1) 役員の数等

医療法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の員数（理事3人以上及び監事1人以上。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置けば足りる。）（法第46条の5第1項）及び役員の任期（2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。）（同条第9項）については、従前と同様である。

(2) 役員の選任

ア 社団たる医療法人

社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任するとされた（法第46条の5第2項）。

イ 財団たる医療法人

財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任するとされた（法第46条の5第3項）。

(3) 役員の解任

ア 社団たる医療法人

社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議（監事を解任する場合には、出席者の3分の2又はこれを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成による決議）によって解任することができることとされた（法第46条の5の2第1項及び第3項）。

イ 財団たる医療法人

財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議（監事を解任する場合には、出席者の3分の2又はこれを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成による決議）によって、その役員を解任することができる（法第46条の5の2第4項及び第5項）。

(ア) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(イ) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(4) 役員の特権義務を承継する者

法又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員の特権義務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての特権義務を有するとされ（法第46条の5の3第1項）、これに伴い、理事が欠けた場合における仮理事の選任の制度（旧法第46条の4第5項）は、廃止された。

なお、法第46条の5の3第1項に規定する場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の特権義務を行うべき者を選任しなければならないとされた（同条第2項）。

5 理事長

(1) 理事長の選出及び解職

医療法人の理事長は、理事会で選出及び解職するとされた（法第46条の7第2項第3号）。

(2) 理事長の資格等

理事長は医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること（法第46条の6第1項）、ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができること（同項ただし書）及び法第46条の5第1項ただし書の認可を受けて1人の理事を置く医療法人にあっては、当該理事を理事長とみなすこと（法第46条の6第2項）については、従前と同様である。

(3) 理事長の代表権

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上

又は裁判外の行為をする権限を有するとされ、理事長の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（法第46条の6の2第1項及び第2項）。

また、理事長が欠けた場合について、理事の権利義務承継に関する規定（法第46条の5の3第1項及び第2項。前記4(4)参照）を準用するとされた（法第46条の6の2第3項）。

なお、理事長について権利義務承継に関する規定が設けられたことから、医療法人については、平成19年1月11日付け法務省民商第31号当職通知における取扱いの適用はない。

(4) 理事長の代表権に関する経過措置

施行日において現に存する医療法人の理事長の代表権については、施行日以後に選出された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例によるとされた（改正法附則第4条）。

6 理事会

(1) 理事会の権限

理事会は、全ての理事で組織し、次の職務を行うとされた（法第46条の7第1項及び第2項）。

ア 医療法人の業務執行の決定

イ 理事の職務の執行の監督

ウ 理事長の選出及び解職

また、理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（同条第3項）。

(2) 理事会の招集、決議等

ア 招集権者

理事会は、各理事が招集するとされた。ただし、理事会を招集する理事を定款若しくは寄附行為又は理事会で定めたときは、当該理事が招集するとされた（法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第93条第1項）。

イ 招集手続

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならないとされた

(法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第94条第1項)。

また、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができることとされた(法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第94条第2項)。

ウ 決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行うとされた(法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第95条第1項)。

エ 議事録

理事会の議事については、理事会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされ、出席した理事(定款又は寄附行為で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた(法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第95条第3項、施行規則第31条の5の4)。

オ 決議の省略

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款又は寄附行為で定めることができるとされ(法第46条の7の2第1項において読み替えて準用する一般法人法第96条)、理事会の決議があったものとみなされた場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた(施行規則第31条の5の4第4項第1号)。

第2 定款及び寄附行為の変更に関する改正

1 社団たる医療法人の定款の変更の手續

社団たる医療法人が定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないとされた（法第54条の9第1項）。

2 財団たる医療法人の寄附行為の変更の手續

財団たる医療法人が寄附行為を変更するには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこと（法第54条の9第2項）については、従前と同様である。

3 定款又は寄附行為の変更の認可

定款又は寄附行為の変更（事務所の所在地（法第44条第2項第4号）及び公告の方法（同項第12号）に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと（法第54条の9第3項、施行規則第33条の26）については、従前と同様である。

4 定款又は寄附行為の変更に関する経過措置

(1) 施行日において現に存する医療法人は、改正法の一部の施行に伴い、定款又は寄附行為の変更が必要となる場合には、施行日から起算して2年以内に、当該変更の認可の申請をしなければならないとされた（改正法附則第6条第1項）。

(2) 施行日において現に存する医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から起算して2年を経過する日（(1)の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日）までは、法第44条第2項第7号（定款又は寄附行為による理事会に関する事項の定め。前記第1の1(3)参照）の規定は、適用しないとされた（改正法附則第6条第2項）。

第3 医療法人の合併に関する改正

1 通則

医療法人は、他の医療法人と吸収合併又は新設合併をすることができることについては、従前と同様であるが、この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければならないとされた（法第57条）。

なお、財団たる医療法人は、寄附行為に合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、合併をすることができること（法第58条の2第2項、第59条の2において準用する同項）については、従前と同様である。

2 吸収合併の手続

(1) 吸収合併契約

医療法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（法第58条，施行規則第35条）。

ア 吸収合併後存続する医療法人（以下「吸収合併存続医療法人」という。）及び吸収合併により消滅する医療法人（以下「吸収合併消滅医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

イ 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画又はその要旨

ウ 吸収合併がその効力を生ずる日

(2) 吸収合併契約の同意

ア 社団たる医療法人

社団たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならないとされた（法第58条の2第1項）。

イ 財団たる医療法人

財団たる医療法人は、吸収合併契約について理事の3分の2以上の同意を得なければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないとされた（法第58条の2第3項）。

(3) 吸収合併の認可

吸収合併は、吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第58条の2第4項）。

(4) 債権者保護手続

医療法人は、(3)の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間（2月を下ることができない。）内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないとされ（法第58条の4第1項）、債権者が当該一定の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかったときは、吸収合併を承認したものとみなされるが（同条第2項）、債権者が異議を述べたときは、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときを除き、医療法人は、当該債権者に対し、弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないこと（同条第3項）

については、従前と同様である。

(5) 吸収合併の効果

吸収合併存続医療法人は、吸収合併消滅医療法人の権利義務を承継すること（法第58条の5）については、従前と同様である。

(6) 吸収合併の効力の発生

吸収合併は、吸収合併存続医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによって、その効力を生ずること（法第58条の6）については、従前と同様である。

3 新設合併の手続

(1) 新設合併契約

2以上の医療法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（法第59条、施行規則第35条の4）。

ア 新設合併により消滅する医療法人（以下「新設合併消滅医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

イ 新設合併により設立する医療法人（以下「新設合併設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

ウ 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項

エ 新設合併設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画又はその要旨

オ 新設合併がその効力を生ずる日

(2) 新設合併契約の同意

ア 社団たる医療法人

前記2(2)アと同様である（法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第1項）。

イ 財団たる医療法人

前記2(2)イと同様である（法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第3項）。

(3) 新設合併の認可

前記2(3)と同様である（法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第4項）。

(4) 債権者保護手続

前記2(4)と同様である（法第59条の2において準用する法第58

条の4)。

(5) 新設合併の効果

新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務を承継すること（法第59条の3）については、従前と同様である。

(6) 新設合併の効力の発生

新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによって、その効力を生ずること（法第59条の4）については、従前と同様である。

4 合併に関する経過措置

(1) 社団たる医療法人については、法第6章第8節第1款（第57条から第59条の5まで。以下同じ。）の合併に関する規定は、施行日以後に合併について医療法人の総社員の同意があった場合について適用し、施行日前に合併について医療法人の総社員の同意があった場合については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第7条第1項）。

(2) 財団たる医療法人については、法第6章第8節第1款の合併に関する規定は、施行日以後に合併について理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続。以下同じ。）があった場合について適用し、施行日前に合併について理事の3分の2以上の同意があった場合については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第7条第2項）。

第4 医療法人の分割制度の新設

1 通則

医療法人は、吸収分割をすることができ、この場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下「吸収分割承継医療法人」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならないとされた（法第60条）。

また、1又は2以上の医療法人は、新設分割をすることができ、この場合においては、新設分割計画を作成しなければならないとされた（法第61条）。

なお、財団たる医療法人は、寄附行為に分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、分割をすることができるとされた（法第60条の3

第2項、第61条の3において準用する同項)。

2 吸収分割の手續

(1) 吸収分割契約

医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次の事項を定めなければならないとされた（法第60条の2、施行規則第35条の7）。

ア 吸収分割をする医療法人（以下「吸収分割医療法人」という。）及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

イ 吸収分割承継医療法人が吸収分割により吸収分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

ウ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画又はその要旨

エ 吸収分割がその効力を生ずる日

(2) 吸収分割契約の同意

ア 社団たる医療法人

社団たる医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならないとされた（法第60条の3第1項）。

イ 財団たる医療法人

財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の3分の2以上の同意を得なければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないとされた（法第60条の3第3項）。

(3) 吸収分割の認可

吸収分割は、吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第60条の3第4項）。

(4) 債権者保護手續

医療法人は、(3)の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間（2月を下ることができない。）内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないとされ（法第60条の5第1項）、債権者が当該一定の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかったときは、吸収分割を承認したものとみなされるが（同条第2項）、債権者が

異議を述べたときは，吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときを除き，医療法人は，当該債権者に対し，弁済をし，若しくは相当の担保を提供し，又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（同条第3項）。

(5) 吸収分割の効果

吸収分割承継医療法人は，吸収分割契約の定めに従い，吸収分割医療法人の権利義務を承継するとされた（法第60条の6第1項）。

(6) 吸収分割の効力の発生

吸収分割は，吸収分割承継医療法人が，その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによって，その効力を生ずるとされた（法第60条の7）。

3 新設分割の手續

(1) 新設分割計画

1又は2以上の医療法人が新設分割をする場合には，新設分割計画において，次の事項を定めなければならないとされた（法第61条の2，施行規則第35条の10）。

- ア 新設分割により設立する医療法人（以下「新設分割設立医療法人」という。）の目的，名称及び主たる事務所の所在地
- イ 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項
- ウ 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下「新設分割医療法人」という。）から承継する資産，債務，雇用契約その他の権利義務に関する事項
- エ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画又はその要旨
- オ 新設分割がその効力を生ずる日

(2) 新設分割計画の同意

- ア 社団たる医療法人
前記2(2)アと同様である（法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項）。

- イ 財団たる医療法人
前記2(2)イと同様である（法第61条の3において読み替えて準

用する法第60条の3第3項)。

(3) 新設分割の認可

前記2(3)と同様である(法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第4項)。

(4) 債権者保護手続

前記2(4)と同様である(法第61条の3において準用する法第60条の5)。

(5) 新設分割の効果

新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務を承継するとされた(法第61条の4第1項)。

(6) 新設分割の効力の発生

新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによって、その効力を生ずるとされた(法第61条の5)。

第5 医療法人の登記

1 設立の登記

(1) 登記すべき事項

医療法人の設立において登記すべき事項については、従前と同様である(組登令第2条第2項, 別表医療法人の項)。

(2) 添付書面

医療法人の設立の登記の申請書の添付書面については、従前と同様である(組登令第16条第2項, 第3項, 第25条において準用する商登法第18条, 第19条及び第48条)。

2 理事長の変更の登記

(1) 添付書面

医療法人の理事長の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面(組登令第17条第1項)として、次の書面を添付しなければならない。

ア 理事長の退任を証する書面

理事長の退任の事由に応じて、理事会又は社員総会若しくは評議員会の議事録, 辞任届等の書面が該当する。

イ 理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された社員総会又は評議員会の議事録，理事の就任を承諾したことを証する書面，理事長を選出した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

また，理事長を選出した理事会に出席した理事（定款又は寄附行為で議事録に署名し，又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては，当該理事長）及び監事が当該理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号。以下「法登規」という。）第5条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規」という。）第61条第4項）。

なお，理事長の就任（重任を含む。）による変更を証する書面の一部として，理事長が医師又は歯科医師であることを証する書面若しくは法第46条の6第1項ただし書の認可を受けた医療法人について都道府県知事の認可書又は法第46条の5第1項ただし書の認可を受けて1人の理事を置く医療法人について都道府県知事の認可書を添付しなければならないこと（平成15年4月22日付け法務省民商第1223号当職通知参照）は，従前と同様である。

おって，法において，理事及び理事長の選任機関に関する規定が置かれたため（前記第1の4(2)及び第1の6(1)参照），理事長の就任による変更を証する書面の一部として，理事又は理事長の選任機関を証するための定款又は寄附行為については，添付することを要しない。

ただし，定款若しくは寄附行為で理事会の議事録に署名し，若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合（前記第1の6(2)エ参照），定款若しくは寄附行為の定めによる理事会の決議の省略（前記第1の6(2)オ参照）により理事長を選出若しくは解職した場合，又は定款で社員総会の定足数，決議要件に別段の定めがある場合（前記第1の2(3)参照）には，これらの定めを証するため，定款又は寄附行為をも添付しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第61条第1項）。

(2) 経過措置

ア 役員を選任に関する経過措置

法第46条の5第2項（社団法人たる医療法人の役員を選任。前記第1の4(2)ア参照）及び第3項（財団法人たる医療法人の役員を選任。前記第1の4(2)イ参照）の規定は、施行日以後に行われる医療法人の役員を選任について適用するとされた（改正法附則第2条）。

したがって、施行日前に理事長が理事に選任された場合には、前記(1)イの書面として、理事の選任機関を証するための定款又は寄附行為をも添付しなければならない。

イ 役員任期に関する経過措置

施行日において現に医療法人の役員である者の任期については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第3条）。

3 合併の登記

医療法人の合併の登記の手続については、従前と同様である（組登令第8条、第11条、第13条、第16条、第17条第1項、第20条、第21条、第25条において準用する商登法第18条、第19条、第79条、第82条及び第83条）。

4 分割の登記

医療法人が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人については変更の登記をし、新設分割設立医療法人については設立の登記をしなければならないとされ（組登令第8条の2）、新設分割設立医療法人が新設分割に際して従たる事務所を設けた場合には、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から3週間以内に、当該従たる事務所の所在地における登記をしなければならないとされた（組登令第11条第1項第3号）。

なお、吸収分割医療法人、吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人についての従たる事務所における変更の登記は、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から3週間以内に、従たる事務所の所在地においてしなければならないとされたが、当該変更の登記は、組登令第11条第2項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとされた（組登令第13条）。

(1) 吸収分割の登記

ア 登記すべき事項

吸収分割承継医療法人がする吸収分割による変更の登記においては、吸収分割をした旨並びに吸収分割医療法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならないが、吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記においては、吸収分割をした旨並びに吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならないとされた（組登令第25条において準用する商登法第84条）。

イ 登記の申請

主たる事務所の所在地における吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継医療法人の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならないが、当該変更の登記の申請と、吸収分割承継医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（組登令第25条において準用する商登法第87条第1項及び第2項）。

ウ 添付書面

(ア) 吸収分割承継医療法人がする吸収分割による変更の登記

吸収分割承継医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第21条の2）。

- a 吸収分割医療法人の登記事項証明書（同条第1項）
- b 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面（以下「債権者保護手続関係書面」という。）（同条第2項）
- c 都道府県知事の認可書又はその認証がある謄本（組登令第25条において準用する商登法第19条）

なお、吸収分割により、吸収分割承継医療法人の資産の総額に変更が生じ、その変更の登記をも申請する場合には、資産の総額の変

更を証する書面を添付しなければならない（組登令第17条第1項）。

(イ) 吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記

吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割医療法人の理事長の印鑑証明書を添付しなければならないとされ、この場合においては、商登法第18条の書面を除き、他の書面の添付を要しないとされた（組登令第25条において準用する商登法第87条第3項）。

なお、吸収分割により、吸収分割医療法人の資産の総額に変更が生じ、その変更の登記をも申請する場合には、資産の総額の変更を証する書面を添付しなければならない（組登令第17条第1項）。

エ 登記の審査

吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所においては、吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請及び吸収分割承継医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請のいずれかにつき商登法第24条各号（第16号を除く。）のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされ、組登令第25条において準用する商登法第87条第1項の場合において、吸収分割による変更の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を吸収分割医療法人がする吸収分割による変更の登記の申請書に記載し、これを吸収分割医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に送付しなければならないとされた（組登令第25条において準用する商登法第88条）。

オ 登記の記録

医療法人の吸収分割に係る登記の記録は、別紙記録例1による。

(2) 新設分割の登記

ア 登記すべき事項

新設分割による設立の登記においては、新設分割をした旨並びに新設分割医療法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならないが、新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記においては、新設分割をした旨並びに新設分割設立医療法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならないとされた（組登令第25条において準用す

る商登法第84条)。

イ 登記の申請

主たる事務所の所在地における新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割設立医療法人の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならないが、当該変更の登記の申請と、新設分割による設立の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた(組登令第25条において準用する商登法第87条第1項及び第2項)。

ウ 添付書面

(ア) 新設分割による設立の登記

新設分割による設立の登記の申請書には、組登令第16条第2項及び第3項並びに第21条の2各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた(組登令第21条の3)。

具体的な添付書面は、次のとおりである。

- a 定款又は寄附行為(組登令第16条第2項)
- b 代表権を有する者の資格を証する書面(同項)
- c 別表に掲げる事項を証する書面(同条第3項)
- d 新設分割医療法人の登記事項証明書(組登令第21条の2第1号)
- e 債権者保護手続関係書面(同条第2号)
- f 都道府県知事の認可書又はその認証がある謄本(組登令第25条において準用する商登法第19条)

(イ) 新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記

新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記の申請書には、登記所において作成した新設分割医療法人の理事長の印鑑証明書を添付しなければならないとされ、この場合においては、商登法第18条の書面を除き、他の書面の添付を要しないとされた(組登令第25条において準用する商登法第87条第3項)。

なお、新設分割により、新設分割医療法人の資産の総額に変更が生じ、その変更の登記をも申請する場合には、資産の総額の変更を証する書面を添付しなければならない(組登令第17条第1項)。

エ 登記の審査

新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所においては、新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記の申請及び新設分割による設立の登記の申請のいずれかにつき商登法第24条各号（第16号を除く。）のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされ、組登令第25条において準用する商登法第87条第1項の場合において、新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を新設分割医療法人がする新設分割による変更の登記の申請書に記載し、これを新設分割医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に送付しなければならないとされた（組登令第25条において準用する商登法第88条）。

オ 登記の記録

医療法人の新設分割に係る登記の記録は、別紙記録例2による。

5 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく新設分割の登記について

医療法人の分割制度が新設されたことに伴い、組登令に分割の登記についての一般規定が置かれ（組登令第8条の2，第21条の2，第21条の3及び第25条），農業協同組合法の規定に基づく新設分割の登記についての特則（旧組登令第26条第3項及び第4項）は全部改正されたが，同法の規定に基づく新設分割の登記に関する取扱い（平成28年3月8日付け法務省民商第31号当職通知第1の6(4)参照）については，従前と同様である。